

地区協会助成事業実施要項

平成21年6月19日
令和7年5月23日最終改正
国立大学図書館協会理事会

1. 趣旨

国立大学図書館協会は、地区協会活動支援の一環として、高い意義を有する優れた地区協会事業に対して事業費助成を行う。

なお、事業実施にあたっては地区内外に成果の共有が図られるよう留意するものとする。

2. 実施期間

令和7年度及び令和8年度とする。

3. 申請方法

(1) 助成を希望する地区は、事業趣旨、概要、日程、予算を明記した事業計画書及び請求書を協会事務局に提出し、助成申請を行う。申請は地区協会単位で行うものとする。

(2) 事務局は申請内容を理事会に報告する。

4. 助成費

(1) 実費を助成することとし(但し、備品購入費を除く)、実施期間を通じ各地区一律30万円を上限とする。

(2) 申請時の請求額と実費に差がある場合は、精算を行うものとする。

5. 事業実施報告及び評価

(1) 助成を受けた地区協会は、助成事業を実施した年度の末までに、協会事務局に事業実施報告及び会計報告を提出する。

(2) 人材委員会は、事業実施報告に基づき事業内容を評価し、その内容を理事会に報告する。

6. 広報・情報共有

地区協会は協会事務局と協力し、事業の成果について会員館に情報共有するとともに、広く一般に周知する。